

新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針（学生用）

（令和5年5月8日改定）

本学の「新型コロナウイルス感染症に対するBCP」の運用を廃止します

- 1 保健医療従事者を目指す学生として、引き続き自覚をもって油断することなく、授業・試験・実習・課外活動に制約が生じないように「慎重に行動」すること。
- 2 マスク着用の考え方
 - ・ 原則、マスクの着用は求めません。（個人の判断に委ねる。）
 - ・ ただし、場面に応じて、マスクの脱着を各自で適切に判断するため、マスクを常時携帯することを推奨する。
 - ・ なお、アクティブラーニング、演習、実技実習時には、教員の判断によりマスクの着用を求める場合がある。
- 3 学内での活動について
 - ・ 引き続き対面授業を継続。
 - ・ 昼食や休憩時における「黙食」のルールは廃止する。
 - ・ ただし、基本的な感染防止対策は重要であり、引き続き、「定期的な換気」「こまめな手洗い」「咳エチケット」「流行時の3密回避」「体調不良時の会食参加の見合わせ」等を励行すること。大学や自治会が示したルールを厳守すること。
 - ・ 課外活動（サークル等）は、原則、平常どおりとするが、基本的な感染対策に配慮しながら実施すること。

※臨地実習など、校外での授業に際しては、同居家族に新型コロナ陽性者がいる場合には必ず実習担当教員に申し出ること。（同居家族に新型コロナ陽性者がいる場合は、実習先との協議により、現場での実習以外の授業内容に変更する場合がある。）
- 4 学外での行動について
 - ・ 学外では、「基本的な感染対策」に留意し日常化すること。
 - ・ 学生アルバイトに関する基本方針は廃止する。
- 5 県外への移動について
 - ・ 平常どおりとする。

6 健康管理等について

- ・ 毎日の健康管理に努め、体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をすること。

※「学生の健康チェックマニュアルフローチャート」による体調不良時や医療機関受診時の大学への報告及びPCR検査又は抗原検査を受ける場合（濃厚接触者の場合も含む。）における大学への連絡は廃止する。

7 コロナによる欠席の取り扱いについて

- ・ 新型コロナ陽性（COVID-19）による欠席は、公認欠席として取り扱う（継続）。
- ・ 新型コロナ濃厚接触者も公認欠席の対象としていた特別措置は廃止する。

8 その他

このほか、授業実施や学内活動、県外移動、施設利用等に関する危機管理委員会、学科長、学生部長等からの別途指示や緊急要請をSTUメールで常に確認して適切に対応すること。

(廃止)

- 令和5年3月7日付け「本学のマスク着用に関する考え方」
- 令和4年5月9日付け「県をまたぐ移動時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」「県をまたぐ移動時のフローチャート」
- 令和2年11月16日付け「健康チェックマニュアルフローチャート（学生用）」
- 令和4年12月12日付け「Withコロナに向けた欠席等の取り扱い変更について」
- 令和3年10月22日付け「学生アルバイトに関する基本方針」